



第4号様式

流教学第1291号
令和5年2月28日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第122号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和5年2月16日・流監第122号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
学校教育部学校教育課	意見	随意契約に際し徴すべき見積書数に不足が生じているものがあった。規則等に基づく適正な事務執行に努められたい。	財務規則に則り各職員が業務に対する知識や意味を理解し、適正な事務執行に努めます。また、決裁におけるチェック者としての役割を認識し修正箇所については、随意契約（担当課案件）早見表により情報共有を図りました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。